

第 6 3 号議案参考資料

議 案 名

損害賠償の額を定め、和解することについて

1 提案理由

道路上の事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。

2 損害賠償額等

(1) 損害賠償額

金 5 4 3 , 5 7 2 円

上記金額の内訳

ア 車両修繕費	2 3 7 , 4 2 9 円
イ 代車金額	2 5 7 , 4 0 0 円
ウ レッカー車代	4 3 , 5 4 3 円
エ 交通費	5 , 2 0 0 円

(2) 過失割合

市 1 0 0 % 相手方 0 %

3 支払方法

損害賠償金 5 4 3 , 5 7 2 円は、市の道路賠償責任保険契約先である公益社団法人全国市有物件災害共済会が支払う。